第18回ASEAN+3外相会議議長声明(骨子) 平成29年8月7日

- ●ASEAN+3の20周年である本年が、過去の業績を評価し、協力分野を更に強化し、 新たな取組の可能性を探求するための今後の方向性を示す素晴らしい機会をもたらすも のと一致。
- ●ASEAN+3協力基金の再拠出に関する総意が得られたことを歓迎。
- A S E A N + 3 協力作業計画(2013年~17年)の実施に大きな進展があったことを 評価。
- ●改訂版ASEAN+3協力作業計画(2018年~22年)を採択し、政府高官に対し、 完全かつ効果的な履行を指示。
- ●国境を越える犯罪,気候変動,テロ及び暴力的過激主義,海洋安全保障及び海洋の安全,サイバーセキュリティ,災害対策,感染症,食糧安全保障,水資源管理,エネルギー安全保障等,伝統的及び非伝統的な安全保障上の課題に対処する取組を強化することを再確認。
- ●貿易,投資,観光,文化交流及び人的交流の促進における日ASEANセンター,韓ASEANセンターの重要な役割を強調。
- ●アジアインフラ投資銀行(A I I B) や、日本が2016年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の機関や取組を利用した能力構築支援を通じた、脆弱性や危機に対する地域の金融機関強化の必要性を強調。
- ●朝鮮半島における緊張の高まりに対する重大な懸念を表明するとともに、北朝鮮に対し、 即時かつ完全に全ての関連国連安保理決議を遵守するよう強く求めた。
- ●<u>拉致問題を含む人道上の懸念に対処することの重要性を強調。</u>朝鮮半島における平和の確立に向けた南北関係改善のための取組を支持し,2017年7月6日にベルリンにおいて韓国が提案した直近の取組に留意した。ASEAN各国の閣僚は、朝鮮半島における平和と安定に貢献するための、建設的な役割を果たす用意があると表明。
- ●(海洋における)活動を実施する際には、相互の信頼と信用を高め、自制し、地域の安全保障情勢をより複雑化させる行動を避け、1982年の国連海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法に従い、紛争の平和的解決を追求する必要性を強調。

(了)